

第3章 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、市及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

北斗市災害対策本部（以下、「本部」という。）は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

第1 災害対策本部

1 設置

市長は、地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の基準の一に該当し、必要と認めるときは、基本法第23条及び北斗市災害対策本部条例の規定により災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

本部設置基準
1 市内域で震度5弱以上の地震が発生したとき。
2 本市沿岸に大津波警報・津波警報が発表されたとき。
3 市内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

2 組織等

本部の組織及び運営は、北斗市災害対策本部条例（平成18年条例第173号）及び市防災計画の定めに準ずる。

3 災害対策本部の名称

本部の名称は、冒頭に災害名を付し、「〇〇災害・北斗市災害対策本部」とする。

4 廃止の時期

予想された災害の危険が解消したと認められたとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるときは、本部長の判断に基づき本部を廃止する。

5 設置及び廃止の通知、公表

本部を設置したときは、速やかに本部員、防災会議構成機関、渡島総合振興局、その他の防災関係機関及び住民に対し電話、文書その他の方法で通知及び公表するとともに、本部の表示を市役所庁舎正面玄関及び本部設置場所に掲示する。廃止した場合もこれに準ずる。

資料 災害対策本部組織図

第2 所掌事務

所掌事務は、本編第3章第1節第2の2「本部の事務分掌」(資料)による。

資料 本部の事務分掌

資料 市及び消防の防災拠点施設

第3 職員動員

1 配備計画

対策班長は、災害の種類・規模に応じて適切な職員配置を行うため、連絡体制、配備する人員などをあらかじめ配備計画として定める。

また、各班の所属長は、職員配備計画(様式)を作成し、毎年4月末日までに総務対策班長(総務部長)に提出する。

様式 職員配備計画

2 配備基準等

配備基準及び対策班は、次のとおりとする。

配備基準	配備時期	配備体制	担当対策班
第1非常配備 (注意配備体制)	1 市内域で、震度3の地震が観測されたとき。	情報の収集・連絡・調整及び災害が発生した場合に速やかに対処するための所要の人員をもってあたり、状況により次の配備体制へ移行できる体制	全対策班 (各班2名以上)
第2非常配備 (警戒配備体制)	1 市内域で、震度4の地震が観測されたとき。 2 本市沿岸部に「津波注意報」が発表されたとき。 3 市内に局地的な地震・津波災害が発生し、災害応急対策が必要と認められるとき。 4 その他、必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	災害の発生とともに関係各対策班の所要の人員をもって速やかに災害応急活動が開始できる体制	全対策班 (主査以上)
第3非常配備 (本部設置)	1 市内域で、震度5弱以上の地震が観測されたとき。 2 本市沿岸部に「大津波警報(特別警報)」・「津波警報」が発表されたとき。 3 市内に大規模な地震・津波災害が発生し、広域的な災害応急対策が必要と認められるとき。 4 本部長が指示したとき。	災害の発生とともに全対策班の人員をもって速やかに災害応急活動が開始できる体制 市内域に被害が多発している可能性があり、協定に基づく周辺自治体へ応援要請、自衛隊等への要請を早急を実施	全対策班 (全職員)

- (注) 1 配備時期について災害の規模、態様により、上記基準によりがたい場合においては、市長は適宜指示を発する。
- 2 災害の規模、態様により、担当対策班については市長が、担当班については各対策班長が適宜配備人員を増減することができる。
- 3 遠地地震による津波注意報が発表された場合で、気象庁が発表する予想される津波の高さを踏まえ、避難準備情報を発令しないときは、第1非常配備体制(注意配備体制)とする。

3 職員の配備体制

交通の途絶、職員、又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定した参集訓練等の実施に努める。

- (1) 配備基準に該当する地震・津波等が発生したときは、直ちに配備体制につく。
- (2) 第1非常配備にかかる指揮監督は、総務課長が行う。

- (3) 第2非常配備にかかる指揮監督は、総務部長が行う。
- (4) 本部の対策班長は、本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において災害応急対策にあたる。
- (5) 本部及び各班に所属し、災害応急対策を実施するものとしてあらかじめ定められた職員は、本部が設置されたとき直ちに所定の場所において災害応急対策にあたる。
- (6) 対策班長は、地震・津波発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握する。

4 自主参集等

各配備対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、北海道防災情報システム登録によって配信を受けるメールなどによって配備基準に該当する災害の発生を覚知したときは、配備指令を待たずに直ちに本部、又はあらかじめ指定された場所に参集する。

- (1) 職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶、火災等により本部等に参集できない場合は、電話その他の方法によりその状況を報告する。
- (2) 災害発生時において、職員の居所にも被害が発生した場合には、必要な措置を講じその状況を報告して指示を受ける。
- (3) 動員に応じる時は、昼夜の別、災害の種類、程度により長期化する場合を考慮して服装、装備携帯品に留意する。

5 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、配備計画に基づき自身の安全の確保に十分に配慮しつつ、直ちに所属、又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

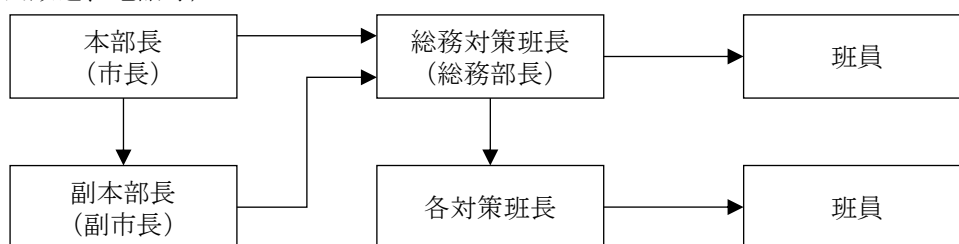
6 参集時の留意事項

- (1) 参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し適切な処置をとること。
- (2) 参集途上において知り得た被害や災害の情報は、参集場所に参集後、直ちに所属長に報告すること。

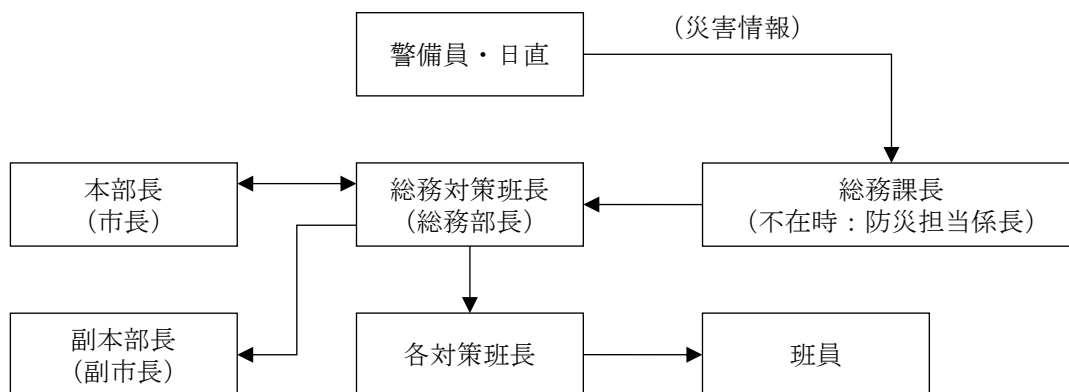
非常時の動員配備伝達系統は、以下のとおりである。

《勤務時間中の伝達系統》

(口頭、庁内放送、電話等)



《休日又は退庁後の伝達系統》



第2節 地震、津波情報の伝達計画

地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

2 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第2 津波警報等の種類及び内容

1 津波警報等の種類

(1) 大津波警報（特別警報）及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

(2) 津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想される時発表する。

(3) 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想される時発表する。

2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模マグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波に巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

(2) 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地理情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な注意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報の種類と内容

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を公表

地震情報の種類	発表基準	内容
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表

(2) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの減少に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度をめどに、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> 北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 北海道で震度5弱以上を観測 社会的に関心の高い地震が発生 	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を開示するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の注意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料。

(3) 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	1 mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	3 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

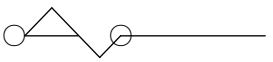
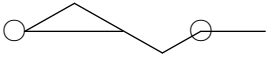
沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※ 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

4 津波警報標識

市は、市沿岸部に大津波警報又は津波警報が発表された場合には、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災行政無線の自動起動によって、次により瞬時に市民に周知する。

標識の種類	標識	放送内容	備考
	サイレン音		
大津波警報標識	(約3秒吹鳴)  × 3回 (約2秒休止)	大津波警報が発表 されました…………… ……………	3回繰り返す
津波警報標識	(約5秒吹鳴)  × 2回 (約6秒休止)	津波警報が発表さ れました…………… ……………	2回繰り返す

資料 気象庁震度階級関連解説表

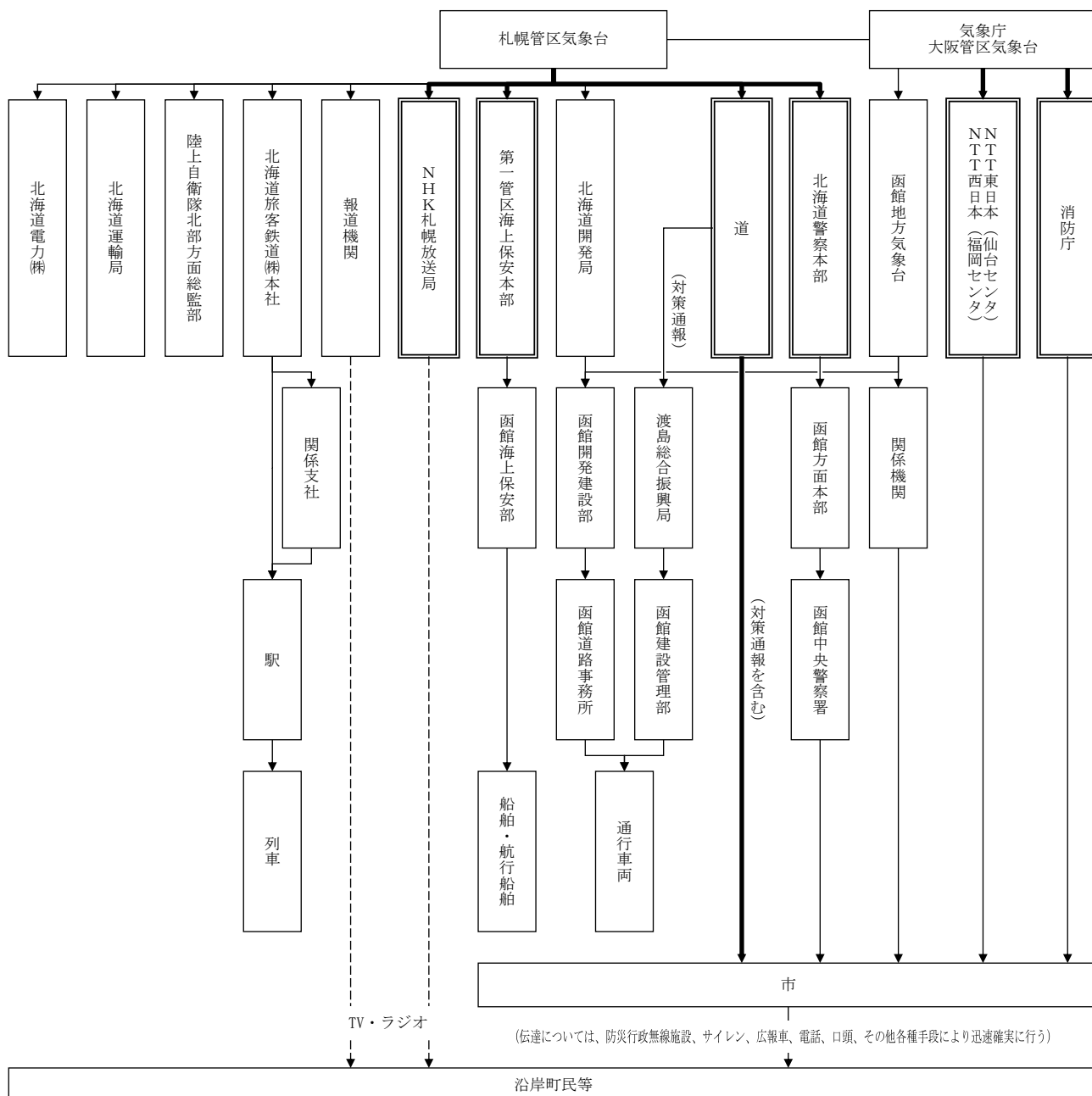
第3 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



第4 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。



※注) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
 (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通い若しくは周知の措置が義務付けられている伝達
 ----- は、放送
 ----- は、気象業務法に基づく通知等の義務及び放送以外の伝達
 ・NTT 東日本 (仙台センタ) 及び NTT 西日本 (福岡センタ) には、津波警報と大津波警報 (特別警報) の発表と解除のみ通報
 ・対策通報は、北海道防災情報システムにより通知

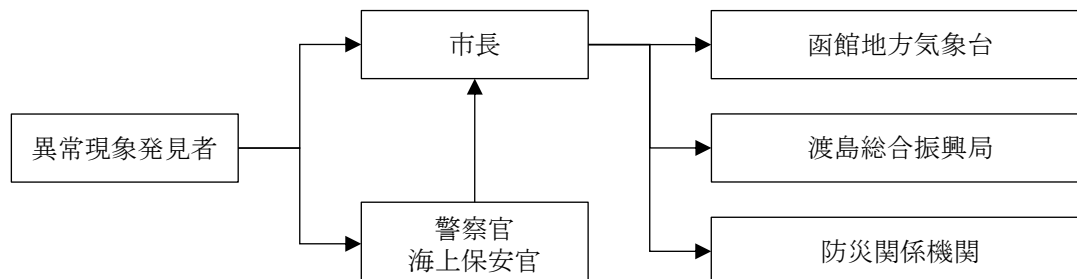
第5 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。また、通報を受けた市長は速やかに道及び函館地方気象台等関係機関に通報する。

1 異常気象

- (1) 地震に関する事項 頻発地震、異常音響及び地変
- (2) 水象に関する事項 異常潮位又は異常波浪

2 通報系統図



第3節 災害情報等の収集・伝達計画

地震・津波災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、本編第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」を準用するほか、次のとおりである。

第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

- 1 市は迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などで受信した緊急地震速報を市防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により住民等への伝達に努めるものとする。
- 2 市及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該地域との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（個別受信機を含む）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

- 3 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、市等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

- 4 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的

に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

- 5 市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 災害情報等の内容及び通報の時期

1 市の報告

- (1) 市は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。(但し、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国(消防庁経由)に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。)

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

- (2) 市は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国(消防庁経由)に報告する。
- (3) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国(消防庁経由)への報告に努める。

第3 災害情報等の連絡体制

- 1 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。
- 2 市は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

第4 通報手段の確保

- 1 一般加入電話による通報
- 2 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- 3 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
- 4 非常通信協議会の提供する通信手段による通報
- 5 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- 6 孤立防止対策用衛星電話(Ku-1ch)による通報

通信回線の途絶による地域の孤立を防止するためNTTが防災関係機関(市等)に設置している孤立防対策用衛星電話(Ku-1ch)を通じて通報する。

第5 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震・津波災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達ができるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

また、市等は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的

確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

第6 被害状況報告

地震・津波が発生した場合、市長は、別に定める「災害報告取扱要領」（資料）及び「火災・災害等即報要領」（資料〇〇）に基づき国（消防庁経由）に報告するものとする。

なお、市長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

○火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時間帯	平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 （消防防災・危機管理センター内）
NTT回線	電話	03-5253-7527
	FAX	03-5253-7537
地球衛星通信 ネットワーク （※）	電話	*-048-500-90-49013
	FAX	*-048-500-90-49033
		03-5253-7777
		03-5253-7553
		*-048-500-90-49102
		*-048-500-90-49036

※ 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク。

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班（消防防災・危機管理センター内）
NTT回線	電話
	FAX
地球衛星通信 ネットワーク （※）	電話
	FAX
	03-5253-7510
	03-5253-7553
	*-048-500-90-49175
	*-048-500-90-49036

※ 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク。

第4節 災害広報・情報提供計画

本節については、本編第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

本節については、本編第5章第4節「避難対策計画」を準用する。

第6節 救助救出計画

本節については、本編第5章第9節「救助救出計画」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、市における消火活動に関する計画は、次のとおりである。

第1 消防活動体制の整備

市は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

市は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害の想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 崖崩れ、崩壊危険箇所
- 3 津波等による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進

市は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第4 地震火災対策計画の作成

市は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切、かつ、効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあつては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8節 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 津波警戒体制の確立

市など次の機関は、気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢をとる。

1 市

海浜等にある者に対し、海岸等から退避、テレビ、ラジオの聴取等の警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

2 道（渡島総合振興局）

津波情報の収集、沿岸市町村との連絡調整等を行う。

さらに、漁港、海岸等の警戒にあたるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

3 北海道警察函館方面本部、函館方面函館中央警察署

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて関係自治体にこれら警報等の内容を伝達するとともに、警戒警備等必要な措置を実施する。

4 第一管区海上保安本部、第一管区海上保安本部函館航空基地

緊急通信等により、船舶に対し、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。

第2 住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、市長及び関係機関は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

1 市

市長は、津波の規模及び到達時間に応じた避難対象区域の住民等に対して、直ちに退避・避難するよう勧告・指示を行うとともに、勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの高層ビルなどに緊急避難するよう伝達する。

2 道（渡島総合振興局）

市が災害の発生により、避難勧告等を行うことができない場合、知事は、避難のための勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

また、市から求めがあった場合には、避難勧告等の対象区域、判断時期等について助言する。そして、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

3 北海道警察函館方面本部、函館方面函館中央警察署

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに、市に警報等の内容を伝達するとともに、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 第一管区海上保安本部、第一管区海上保安本部函館航空基地

緊急通信等により、船舶に対し、津波警報等を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。

第9節 災害警備計画

本節については、本編第5章第12節「災害警備計画」を準用する。

第10節 交通応急対策計画

本節については、本編第5章第13節「交通応急対策計画」を準用する。

第11節 輸送計画

本節については、本編第5章第14節「輸送計画」を準用する。

第12節 ヘリコプター等活用計画

本節については、本編第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第13節 食料供給計画

本節については、本編第5章第15節「食料供給計画」を準用する。

第14節 給水計画

本節については、本編第5章第16節「給水計画」を準用する。

第15節 衣料、生活必需物資供給計画

本節については、本編第5章第17節「衣料、生活必需品等物資供給計画」を準用する。

第16節 石油類燃料供給計画

本節については、本編第5章第18節「石油類燃料供給計画」を準用する。

第17節 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

第1 上水道

上水道施設の応急復旧についての計画は、本編第5章第21節「上下水道施設対策計画」を準用するほか、以下のとおりである。

1 応急措置

水道事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

2 広報

水道事業者は、地震・津波により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道

下水道施設の応急復旧についての計画は、本編第5章第21節「上下水道施設対策計画」を準用

するほか、以下のとおりである。

1 応急復旧

下水道管理者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

2 広報

下水道管理者は、地震・津波により下水道施設に被害があった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第3 電気

電力施設の応急復旧についての計画は、本編第5章第19節「電力施設災害応急対策計画」を準用するほか、以下のとおりである。

1 応急復旧

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際して、この計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次被害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第4 ガス

ガス施設の応急復旧についての計画は、本編第5章第20節「ガス施設災害応急計画」を準用するほか、以下のとおりである。

1 応急復旧

ガス事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

2 広報

ガス事業者は、地震・津波によりガス施設に被害があった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第5 通信

1 応急復旧

東日本電信電話(株)北海道事業部北海道南支店、(株)NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震・津波災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するととも

に、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。

2 広報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第6 放送

NHKなど放送機関は、地震・津波災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずるものとする。

第18節 医療救護計画

本節については、本編第5章第10節「医療救護計画」を準用する。

第19節 防疫計画

本節については、本編第5章第11節「防疫計画」を準用する。

第20節 廃棄物等処理計画

本節については、本編第5章第30節「廃棄物等処理計画」を準用する。

なお、住民又はその周辺に運ばれた土石、竹林等の除去については、本編第5章第25節「障害物除去計画」を準用する。

第21節 家庭動物等対策計画

本節については、本編第5章第28節「家庭動物等対策計画」を準用する。

第22節 文教対策計画

本節については、本編第5章第26節「文教対策計画」を準用する。

第23節 住宅対策計画

本節については、本編第5章第24節「住宅対策計画」を準用する。

第24節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

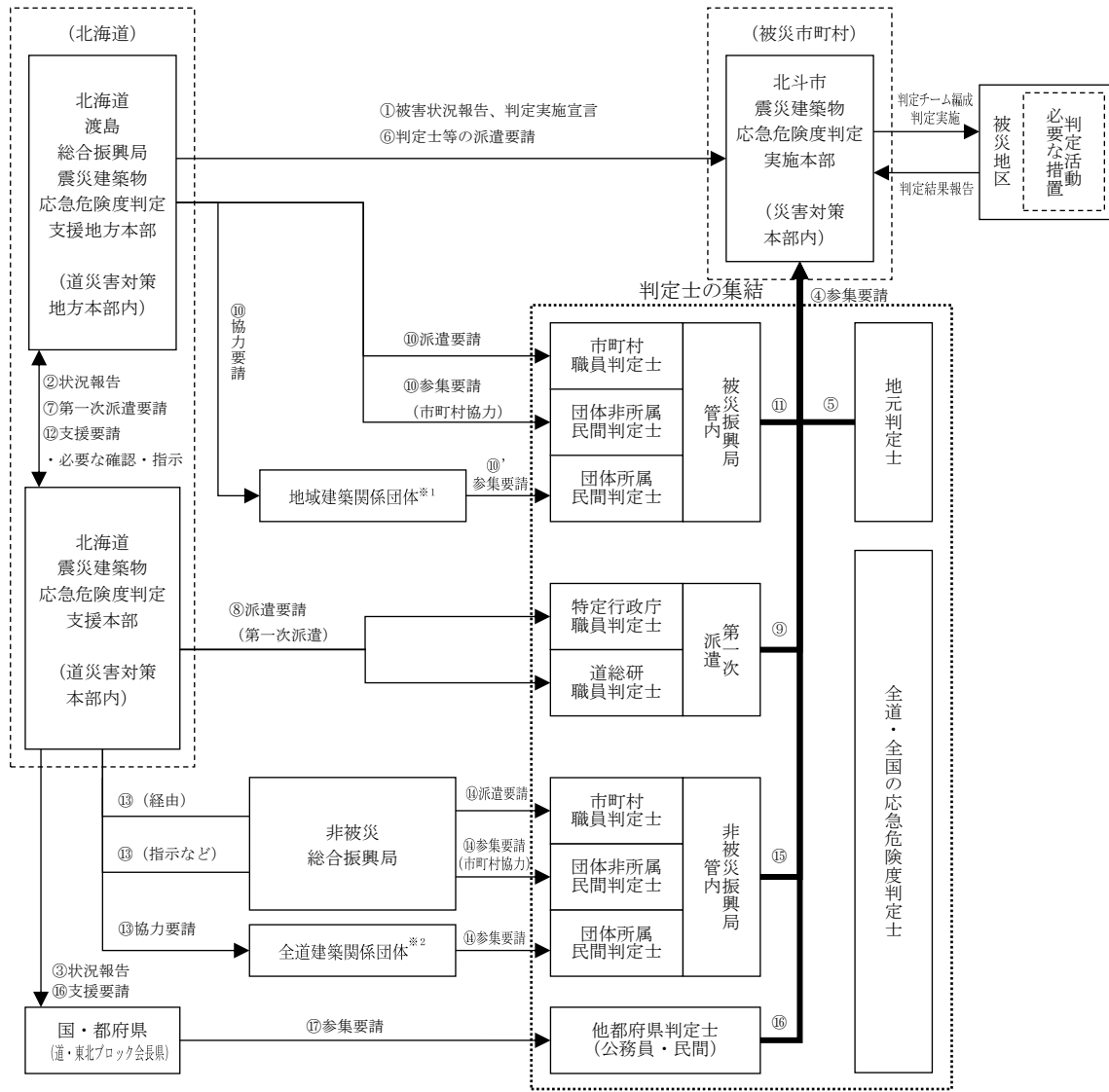
第1 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1 活動体制

市は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



※1 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士〇〇支部）
 ※2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会（本部））

2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りが

できない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

1 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(環境省)等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

2 実施主体及び実施方法

(1) 市及び道

市及び道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3) 解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第25節 被災宅地安全対策計画

本節については、本編第5章第23節「被災宅地安全対策計画」を準用する。

第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

本節については、本編第5章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第27節 障害物除去計画

本節については、本編第5章第25節「障害物除去計画」を準用する。

第28節 広域応援・受援計画

本節については、本編第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用する。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本編第5章第4節第12「広域一時滞在」を準用する。

第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本節については、本編第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第30節 災害ボランティアとの連携計画

本節については、本編第5章第31節「災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第31節 災害救助法の適用と実施

本節については、本編第5章第34節「災害救助法の適用と実施」を準用する。